

## 企業会計の国際化と日本

一般に“国際会計基準”と呼ばれる「国際財務報告基準(IFRS)」は、世界100カ国以上で採用されており、まさに世界標準となりつつあります。わが国は現在、日本基準をIFRSに近づける作業を進めており、その一環として、2011年3月期には上場企業に「包括利益」の開示を義務付ける方向です。また、2010年3月期からはIFRSの選択が日本でも可能となっていますが、将来の強制適用の可否は2012年に決定することになっています。こうしたことから、日本でもIFRSへの関心が高まっています。

注:本資料は、各国上場企業の連結財務諸表を対象としています。

### ■IFRS(International Financial Reporting Standards)とは

ロンドンに本部を置く民間団体、国際会計基準審議会(IASB)が作成し、現在、世界100カ国以上で採用されている企業会計基準です。

経済や企業活動のグローバル化が進展し、投資資金が国境という枠を越えて世界中を駆け巡るようになるなか、企業の財務・業績を統一的に測り、表す、「世界共通のモノサシ」の必要性が高まり、IFRSが誕生・普及しました。

#### ● 企業会計基準の国際化のイメージ

図はイメージであり、実際と異なる場合があります。



#### ● 主要国のIFRS採用状況(2009年3月末時点)



EU(欧州連合)

2005年から域内企業に義務付け。2009年からは、域内で上場・資金調達する域外企業に対し、IFRSまたはこれと同等な基準のみ容認。



米国

米国基準をIFRSに近づける作業を進行中。IFRSを2014年以降に段階的に義務づけるか否かを2011年に決定。



オーストラリア

完全なIFRSをオーストラリア基準として採用済み。



カナダ

2011年からIFRSをカナダ基準として採用することを決定。



シンガポール

大方のIFRSをシンガポール基準として採用済み。



韓国

2011年からIFRSを韓国基準として採用することを決定。(2009年より任意適用)



ブラジル

2010年からIFRSを義務付けることを決定済み。



ロシア

銀行にはIFRS義務付け、銀行以外には任意適用。



インド

2011年からIFRSをインド基準として採用する方針を発表。



中国

IFRSとほぼ整合的な38の新基準を2006年2月に公表。(欧州委員会は、IFRSと同等との決定は行っていないが、修正再表示および会計基準の相違に関する記述を一定期間免除。)

(出所:企業会計審議会・企画調整部会資料、デロイトトウシュートマツ「IAS Plus」)

日興アセットマネジメント

■当資料は、日興アセットマネジメントが国際会計基準についてお伝えすることなどを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。また、当資料に掲載する内容は、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。

■投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ■日本の現状および今後

日本の企業会計基準は、90年代後半以降、国際的な動向などを踏まえて見直しが行われてきました。現在は日本基準をIFRSに近づける(コンバージェンス)作業が進められており、その一環として、2011年3月期より日本でも「包括利益」\*の開示が企業に義務付けられる予定です。なお、EUの欧州委員会は2008年12月、日本基準がIFRSと同等であるとの判断を下し、域内で引き続き使用可能としています。

また、日本基準をIFRSに近づける作業と並行して、日本でのIFRS強制適用(アドプション)が検討されており、その結論が2012年に出される予定となっています。なお、2010年3月期には、日本でIFRSの任意適用が始まっています。

### ●IFRSにかかわる主な動き

	~2006	2007	2008	2009~2010	2011	2012	2013~
	IFRSと米国基準を将来的に近づけることで02年に合意 (ご参考)	IFRSを用いる外国企業に対して、米国基準への調整表作成の義務を廃止		09年12月15日以降に終了する事業年度よりIFRSを任意適用	IFRSを強制適用するか否かを決定	----->	14年以降、段階的に強制適用(案)
	日本基準をIFRSに近づけるプロジェクトを05年に開始			10年3月期よりIFRSを任意適用	11年3月期より「包括利益」の開示を義務付け	IFRSを強制適用するか否かを決定	早ければ15年3月期より強制適用(案)

(各種資料をもとに日興アセットマネジメントが作成)

\*包括利益＝当期純利益＋その他包括利益

その他包括利益とは、①持ち合い株式などの含み損益の変動額、②海外子会社投資の円換算の変動額、③ヘッジ取引の含み損益の変動額など、を指します。

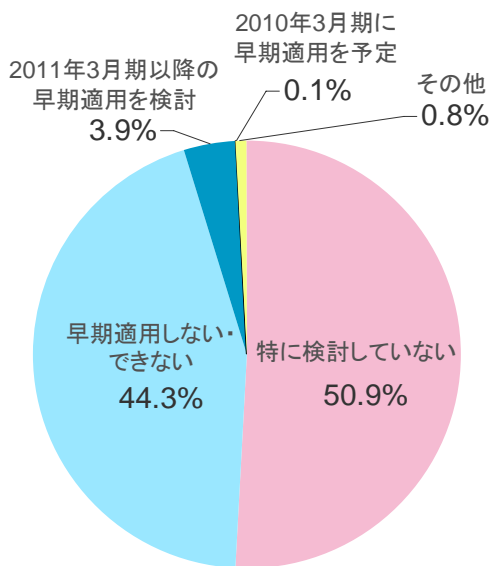
注：現在、「包括利益」の開示義務付けなどを盛り込んだ草案を開示中。最終基準は2010年3月にまとまる予定。

## 【ご参考】

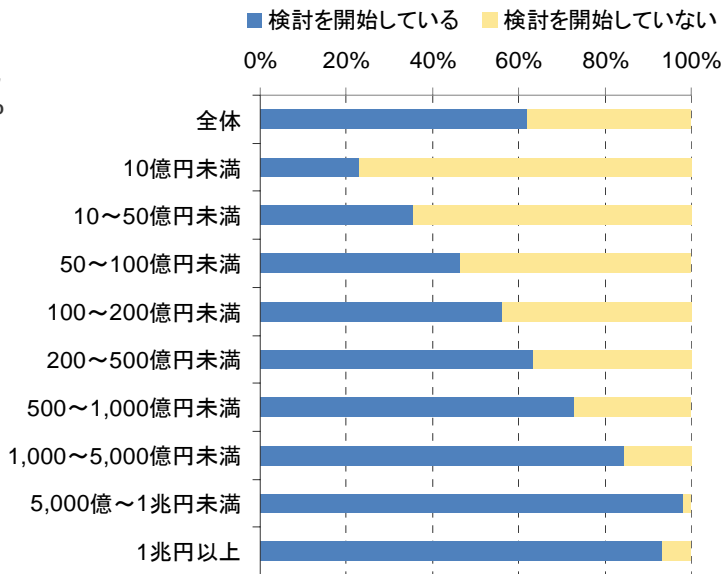
### 東証上場会社を対象とした、国際会計基準適用についてのアンケート調査の結果

IFRSの早期適用を自発的に考えている企業はわずか4%(56社)にとどまるものの、強制適用をにらみ、調査・研究を始めている企業は61.8%(875社)に及んでいます。なお、海外展開する大企業ほど積極的に対応を検討しています。

#### ●IFRSの前倒し適用について



#### ●IFRS適用に向けた検討状況について (株式時価総額別)



2009年8月時点の東証全上場会社(外国企業を除く)2,332社を対象に、同年8~9月に実施。回答1,416社。

(出所：株式会社東京証券取引所)

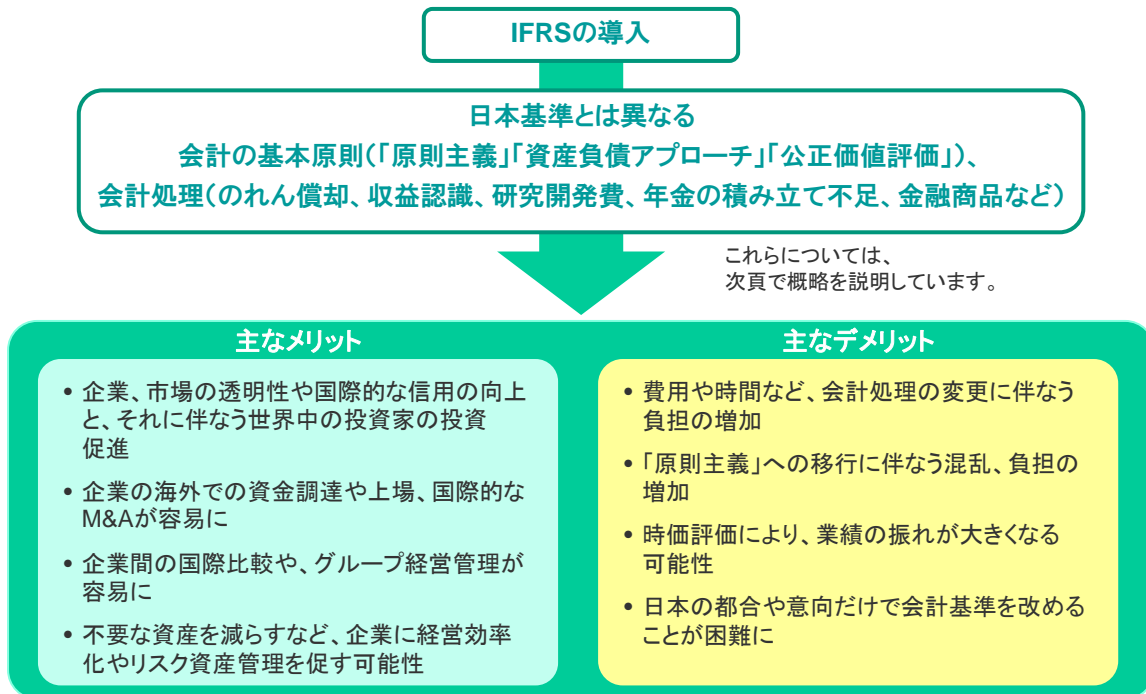
■当資料は、日興アセットマネジメントが国際会計基準についてお伝えすることなどを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。また、当資料に掲載する内容は、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。

■投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ■IFRSによって日本で何が起きるのか～期待される企業変革

日本基準とは異なる会計原則・処理が適用されることにより、当初は負担の増加や混乱が見込まれるものの、透明性の向上などにより、国際的な信頼が高まると見込まれるほか、海外での資金調達や上場、国境をまたいだM&A(企業の合併・買収)が容易になるとみられるなど、メリットはかなり大きいと考えられます。

また、IFRSの適用によって企業業績に大きな影響が及ぶとみられることから、株式持ち合いといった日本的慣行の見直しが促されることになれば、経営効率化につながる可能性があります。

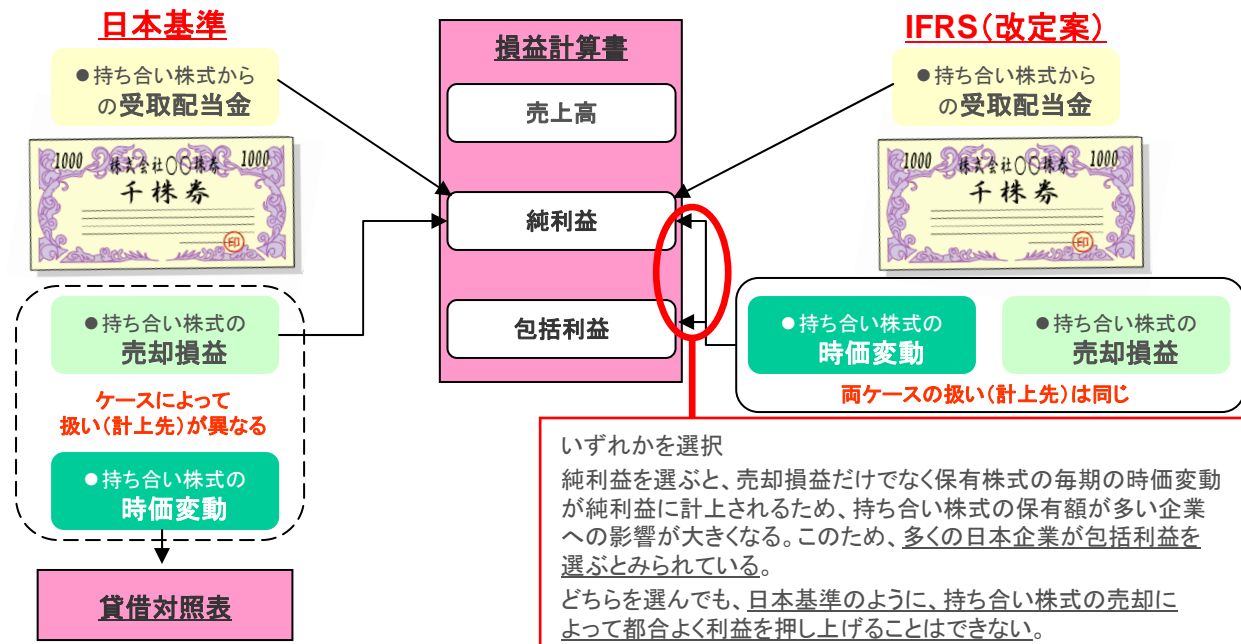


(各種資料をもとに日興アセットマネジメントが作成)

### 【ご参考】

#### 持ち合い株式の会計処理のイメージ

図はイメージであり、実際と異なる場合があります。



(各種資料をもとに日興アセットマネジメントが作成)

■当資料は、日興アセットマネジメントが国際会計基準についてお伝えすることなどを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。また、当資料に掲載する内容は、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。

■投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 【ご参考】

### 原則面での日本基準との主な違い

#### ・原則主義

日本基準が、詳細で具体的な規定を設ける「細則主義」であるのと対照的に、IFRSは、あくまで原理原則を示し、個別・具体的な問題については、企業ごと、事例ごとに判断させるという「原則主義」を貫いています。また、IFRSは、現場における協議や事例の蓄積を重視するというスタンスにたっていることから、解釈や指針などの公表も限定的です。

IFRSの場合、自由度が高いだけに、企業が自ら決めなければならないことが多く、経営判断が煩雑になる可能性があります。また、その判断を説明するための「注記」が大幅に増加するとみられます。

#### ・資産負債アプローチ

日本基準は「収益費用アプローチ」をとっており、損益計算書に重点を置き、収益から費用を差し引いた当期純損益を重視しています。一方、IFRSは「資産負債アプローチ」であり、貸借対照表に重点を置き、資産から負債を差し引いた純資産の変動(=包括利益)を重視します。

「包括利益」の開示により、株式や不動産など、従来の「当期純損益」などでは見えにくい企業の保有資産の状況が毎期の業績に反映されるようになり、決算の透明性が高まります。そして、「包括利益」が重視されるほど、「収益(費用)の最大化(最小化)」にとどまらず、「資産の増減」に関しても、経営の責任が問われる可能性が高まるとみられます。つまり、企業は保有資産の時価に敏感にならざるを得ず、持ち合い株式の削減など、経営効率化が進む可能性があります。逆に、これが進まない場合、資産価値の変動が業績の振幅を大きくする可能性があります。

#### ・公正価値評価

日本基準の場合、公正価値で評価する金融商品は「売買目的の有価証券」など一部にとどまり、子会社の株式などは取得原価(帳簿価額)で評価します。これに対し、IFRSの場合は、公正価値を中心に金融商品の評価を行ないます。

IFRSは、代替的な会計処理を極力排除し、経営者の意図に左右されない業績評価をめざしています。

### 会計処理面での日本基準との主な違い ( )内は、当該分野において日本基準をIFRSに近づけるために導入される新基準の公表時期

#### ・のれん償却

日本基準では、のれん代を20年以内で償却(費用処理)するのにに対し、IFRSでは、のれん代を償却しないかわり、減損テストを毎年行ない、超過収益力が認められない、もしくは目減りしていると判断された場合には、その都度、減損処理することになります。(2010年10~12月)

#### ・収益認識

日本基準では、売上高の計上は実現主義により行なうことのみが決められており、多くの企業が出荷基準を適用しています。一方、IFRSでは、「リスクと便益が買い手に移転したときに収益を認識」するため、出荷基準を適用できない可能性があります。(2012年以降)

#### ・研究開発費

日本基準では、研究・開発にかかる費用をすべて発生時に費用計上しているのに対し、IFRSでは、研究費と開発費を区別し、前者を発生時に費用計上する一方、将来の回収可能性があると認められる開発費用については、「開発費」として資産に計上し、定期的に償却します。

#### ・年金の積み立て不足

日本基準では、年金の積み立て不足を長期にわたっての分割処理が可能なのに対し、IFRSでは、全額を貸借対照表に一括計上する方向で議論が進んでいます。(2012年以降)

#### ・金融商品

日本基準では、公正価値を開示する必要のある金融商品は有価証券とデリバティブに限られています。一方、IFRSでは、公正価値を中心として金融商品の評価しなければなりません。(2010年7~9月)

注: IFRS自体に改定が検討されている部分があるほか、日本基準をIFRSに近づける作業も現在進行中の段階にあるため、上記のような重要な項目などにも流動的な面があります。

## 日興アセットマネジメント

■当資料は、日興アセットマネジメントが国際会計基準についてお伝えすることなどを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。また、当資料に掲載する内容は、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。

■投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。